

基本計画部会第 1 ワーキンググループ審議結果報告書

平成 24 年 8 月 29 日

1 審議方法等

(1) 「平成 23 年度統計法施行状況に関する審議の進め方について」(平成 24 年 6 月 14 日基本計画部会決定)を踏まえつつ、重点的な審議課題を中心に審議した。

第 1 ワーキンググループ（以下「WG」という）の重点的な審議課題は以下のとおりである。

- ①国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
- ②ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
- ③中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題
 - i) 経済統計の整理・再編
 - ii) グローバル化の進展に対応した統計の整備
 - iii) 経済活動における生産性の計測

(2) なお、「平成 23 年度 統計法施行状況報告」には、項目ごとに担当府省の自己評価が付されているが、当該評価の結果が「実施済」又は「実施困難」とされたものを中心にその妥当性について精査した。

(3) また、「③中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題」のうち、「ii) グローバル化の進展に対応した統計の整備」及び「iii) 経済活動における生産性の計測」に関し、外部の学識経験者へのヒアリングを実施した。

2 審議経過

審議経過は以下のとおりである。

(表2-1) 審議経過等

回	日時	議事	出席委員
1	6月29日（金） 15:30～18:11	(1) 第1ワーキンググループの具体的な審議方法等について (2) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題 i) グローバル化の進展に対応した統計の整備【財務省、経済産業省】 ※外部有識者ヒアリング（「第2のアンバンドリング」と統計：木村福成（慶應義塾大学経済学部教授）） ②国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【内閣府等】	深尾委員（座長） 西郷委員 中村委員
2	7月4日（水） 12:55～14:59	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題 i) 経済統計の整理・再編【総務省、経済産業省】 ii) 経済活動における生産性の計測【内閣府】 ※外部有識者ヒアリング（生産性向上とその源泉の把握：長岡貞男（一橋大学イノベーション研究センター教授）） ②その他（将来の基幹統計化等）【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等】	深尾委員（座長） 川本委員 西郷委員 中村委員 廣松委員
3	8月13日（月） 12:59～15:55	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（補足）【内閣府等】 ②ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用【総務省等】 ③その他（環境統計の段階的整備、観光統計の整備等）【環境省、資源エネルギー庁、観光庁、総務省】 (2) 第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて①	深尾委員（座長） 西郷委員 中村委員 廣松委員
4	8月27日（月） 14:59～16:00	(1) 第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて②	深尾委員（座長） 西郷委員 中村委員 廣松委員

（注）「出席委員」欄のうち、下線のある委員が第1ワーキンググループのコアメンバー。

3 審議結果

(1) 重点的な審議課題

ア 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【内閣府等】

(ア) 施策の進捗状況報告等

○ 統計委員会は平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果を踏まえ、「国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」に関し内閣総理大臣に意見を提示した。そのポイントは以下のとおりである。

- (i) 新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表を平成 22 年度中に策定する。工程表には、基本計画に定められた諸課題との関係を明記し、課題達成に着実に取り組む。また工程表には推計の基となる一次統計に関する包括的な課題の提示を含むこととする。なお、内閣府は一次統計の課題への対応促進のため、当該府省等との連携を強化する。
- (ii) 推計方法の抜本的見直しや、新しいシステムの構築等を促進するため、高い知見を有する研究者、中核的職員、出向者等で構成される責任体制の明確なプロジェクトチームで対応することとする。

- これを受け、内閣府は、「基本計画の工程表及びプロジェクトチームの基本的考え方」(平成 23 年 3 月 31 日内閣府経済社会総合研究所。以下「基本的考え方」という)を定め、現行の第Ⅰ期基本計画期間終了後の期間も視野に入れた「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表」(以下「工程表」という)を策定するとともに、責任体制の明確なプロジェクトチームを編成し、工程表に掲げる施策を推進している。
- 基本計画別表に掲げられている関係する課題は 45 項目である。このうち、41 項目については、基本的考え方及びそこに掲げる工程表等に沿って、内閣府が関係府省の協力を得ながら施策を実施している。担当府省の自己評価の状況は表 3-(1)-1 のとおりである。

表 3-(1)-1 国民経済計算関係の自己評価の状況

	実施済	実施予定①	実施予定②	実施困難	検討中	継続実施	合計
工程表関係	23<7>	(2)0	0	1	(5) 15	2	(7)41
その他	2<1>	1	0	0	(1) 1	0	(1) 4
合計	25<8>	(2)1	0	1	(6) 16	2	(8)45

(注) 1. 「実施済」の欄の<>数は一部実施済のもので内数。

2. 「実施済」以外の欄 () 数は一部該当するもので外数。

3. 工程表の整理番号【5】(○自社開発ソフトウェア、○育成資産) は、施行状況報告では、2 項目とカウントされているため、そのベースで整理する

と以下のようになる（※の欄が変わるところ）。

	実施済	実施予定①	実施予定②	実施困難	検討中	継続実施	合計
工程表関係	※24<7>	(2)0	0	1	(5) 15	2	※(7)42
その他	2<1>	1	0	0	(1) 1	0	(1) 4
合計	※26<8>	(2)1	0	1	(6) 16	2	※(8)46

（参考）工程表について

工程表は、国民経済計算関係の 41 の項目を相互に関連する一定のまとまり（課題群）に分類・整理したうえで、各々の具体的な検討スケジュールを明示している。課題群の内訳は以下に掲げるとおりである（課題群ごとの平成 23 年度の対応状況については別紙 1 参照）。

【工程表の課題群】

- （新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に）直接的に関係する課題群
 - A) コモ法、デフレータ等の現行推計の見直し
 - B) 経済センサス活動調査に適合した年次推計の確立
 - C) 三面推計の実現による精度向上
 - D) 供給・使用表の導入による精度向上
 - E) 93SNA の未対応事項や、2008SNAへの対応
- 検討結果が間接的に反映される課題群
 - a) 情報システムの改善
 - b) 国際基準への準拠のうち優先度の高い事項等
 - c) 四半期推計の諸課題
 - d) 一次統計等との連携
 - e) 財政統計の整備
 - f) ストック統計の整備
- また、基本的考え方には、国民経済計算における一次統計等（基礎統計）の課題が包括的に整理されているが、第 1 回会合において、これらの課題に関する今後の進め方が報告されている（表 3-(1)-2 参照）。
- なお、工程表の課題群の一つである 2008SNA への対応のうち、特に GDP に大きな影響を与える項目や主要先進国が導入を図ろうとしている項目については、我が国の SNA の国際比較可能性を確保する観点からも、早期に導入を図っていくことが極めて重要であると内閣府は認識しており、優先順位を高めて検討している。作業の手順については、実推計作業に約 2 年を要することから、2014 年度を目途に統計委員会に諮問することも視野に入れて検討を進めている。

表 3-(1)-2 SNA 推計上の基礎統計の課題及び今後の進め方

	アジェンダ	SNA 推計上の基礎統計の課題	今後の進め方
①	より詳細な 経理項目の 把握に資す る基礎統計 の整備	「第三次産業の業種について、既存の基礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、毎年把握できるようにすること」が課題。	サービス産業動向調査を所管する総務省に「営業費用等の把握」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。
②	流通在庫な ど在庫推計 のための基 礎統計の整 備	基礎統計において品目分類の細分化がなされることがSNA推計上の課題。 (当該基礎統計における調査客体の負担増等に留意する必要がある)	商業動態統計を所管する経済産業省に「調査品目の細分化」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。
③	コモ法にお ける商品別 配分比率の 推計のため の基礎統計 の整備	「毎年、商品ごとに中間消費、家計消費、固定資本形成等へ、どの程度の割合で配分されているのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題。 (しかしながら、基礎統計による年次ベースでの配分比率の捕捉は困難な状況)	産業連関表で今回初めて実施される産出先調査の動向も注視して、SNAの観点から見た商品分類の在り方も含めて検討を行っていく。
④	個人企業の 活動把握な どに資する 基礎統計の 整備	個人企業経済調査の「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」が課題。	個人企業経済調査を所管する総務省に「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。
⑤	企業統計を 事業所単位 に変換する コンバータ の在り方	アメリカで用いられているコンバータがSNA統計の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があれば別途独自の変換手法を開発することが課題。 (基礎統計の課題より、むしろSNA推計手法の課題)	我が国のSNA統計として利用できるコンバータの構築に向けた検討を引き続き実施していく
⑥	労働生産性 及び全要素 生産性指標 の整備	個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕捉する基礎統計の整備が課題。 (しかしながら、個人事業主等の実態は捕捉が困難。)	基礎統計による「仕事ベース」の労働時間の捕捉は困難であるため、労働時間のSNA推計の改善に向けた検討を引き続き実施していく。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

① 施策全般

- 平成17年基準改定において、FISIMの本系列への移行や93SNAに準拠(一部は08SNAにも準拠)して公的部門分類の改定をするなど、概ね工程表に沿った措置が講じられているものと評価できる。
- また、基礎統計(一次統計等)の課題について、今後の進め方を明らかにしたことも評価できる。

○ 一方で、例えば、基礎統計の関係では、平成 28 年に実施予定の経済センサス - 活動調査を、平成 24 年 2 月の調査の経験を踏まえつつ、適切な時期に実施し、それに合わせた SNA の年次推計方法を確立するという課題がみられる（なお、経済センサス - 活動調査は、他の事項（経済統計の整理・再編等）の検討においても重要な役割を果たすものであり、その点を十分に認識した対応が望まれる）。また、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成のように、基礎統計の制約等から推計が困難となっている重要な課題も見られる。

② 「実施困難」と自己評価された事項

○ 「実施困難」と自己評価されたものは以下に掲げる 1 項目である。

- ・公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく、「地方政府」分も含めた整備を検討する。【財務省、総務省、内閣府】

○ 公共事業予算の執行状況に関する統計（発注側データ）については、四半期推計（QE）において利用することを想定していたが、前者は「現金主義ベース」で計上しているのに対し、後者は「発生主義ベース」で計上している。このため、四半期推計（QE）において公共事業予算の執行状況に関する統計を利用するためには、「現金主義ベース」のデータを「発生主義ベース」に変換する必要があるが、変換に必要な情報（コンバーター）は存在しない。

○ 公共事業の実績については、国土交通省が受注側データとして、「建設総合統計」を毎月公表しており、これが「発生主義ベース」であることから、内閣府としては、引き続き、この受注側データで QE 推計を実施することが適切であると考えており、公共事業予算の執行状況に関する統計を利用することは考えていない。

○ 以上のとおり、本件（公共事業予算の執行状況に関する統計）については、そもそも内閣府が利用できる形（発生主義ベース）のデータではないことから、「実施困難」ということで処理をしても、特段の問題は生じないと評価する。

③ 「実施済」と自己評価された事項について

○ 「実施済」（実施済（一部）を含む）と自己評価されたものは 25（26）項目^(注)である。このうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは 15（16）項目である（該当するもののリストは別紙 2 参照）。なお、それ以外の項目の中には、以下のとおり、さらに講すべき措置があると考え

られる事例があった。

(注) 施行状況報告ベースでカウントすると（ ）内の数となる。

＜事例1＞

- ・前掲の表3-(1)-2の「アジェンダ」の欄に掲げる6つの事項は、基本計画別表の「ウ 年次推計に関する諸課題」の中に掲げられているもの（工程表の整理番号【17】の項目）でもあるが、内閣府はこれらに関する課題などについて具体的な結論を得ることをもって「実施済」と自己評価している。
- ・このような事例については、設定された課題の趣旨にもよるもの、基本的には課題の具体化にとどまらず、課題を解決するための取組も重要であると考えられるため、引き続き、そのための措置を講ずる必要があると考えられる。なお、内閣府は、「今後の進め方」として、課題の解決に向けた取組の方針を明らかにしており、その取組を円滑・確実に進めるためには関係府省の協力が不可欠である。

＜事例2＞

- ・長期時系列計数の提供等について、内閣府は平成17年基準改定時（平成23年12月～24年1月）に、支出系列（QE公表系列）については平成6年に、他の系列については平成13年に遡って改定を実施している。
- ・平成17年基準改定については、多くの統計利用者が遡及の範囲の拡張を要望しており、より長期の遡及改定を早期に実施する必要があると考えられる。また、経済活動分類の2005年における断層への対応、固定資本推計のより長期の遡及などについても課題として残っている。

（ウ）今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 内閣府は、おおむね5年間を計画期間とする現行の第I期基本計画期間内に実施する予定の施策については、引き続き2008SNAへの対応など現行の工程表に掲げる措置を着実に実施するとともに、現行の基本計画期間終了後に実施する予定の施策については、現行の基本計画の施策との整合性に十分留意しつつ、社会経済情勢の変化等を反映した新たな工程表の下で推進することについても検討する必要がある。
- また、内閣府は、施策の推進に当たっては、引き続き、オープンシステムへの移行を視野に入れながら、必要な体制の充実に努めるとともに、より具体的な議論を進める観点から、基礎統計（一次統計等）を所管する関係府省等との密接かつ円滑な協力関係の構築に努める必要がある。

イ ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用 【総務省等】

（ア）施策の進捗状況報告等

- 統計委員会は平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書に基づき、「ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築と利活用」に関し総務大臣に意見を提示した。そのポイントは以下のとおりである。

総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。

その際、総務省は、基盤的・共通的な調査票情報及び行政記録情報等の収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得ることが求められる。これらに基づき、総務省は、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データ等の時系列的整備、各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要がある。

- これを受けて、総務省は、「事業所母集団データベースの整備方針」（平成 23 年 3 月 25 日総務大臣決定。以下、整備方針という）を総務大臣決定し、各府省に通知した。
- 総務省は、整備方針に基づき、以下に掲げる取組を実施した。
 - ・ビジネスレジスターシステムの基本的な開発
 - ・労働保険情報の受領・試験照会の実施
 - ・運用管理規程（案）を作成し各府省合意
 - ・当面記録する 21 統計調査、労働保険情報及び EDINET 情報の照合を実施
- 担当府省の自己評価の状況は表 3-(1)-3 のとおり。

表 3-(1)-3 ビジネスレジスター関係の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
4	5	0	0	1	0	10

（イ）施策の進捗状況等に対する評価

①施策全般

- 整備方針に基づき、関係府省の協力を得ながら、計画的に作業を進め

ている点については評価できる。

- また、より正確な母集団情報を整備するための措置として、商業・法人登記や労働保険などの行政記録情報を活用しているが、行政記録情報を効果的に活用しているものとして評価できる。

②「実施済」と自己評価された課題

- 「実施済」と自己評価されたものは 4 項目である。このうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは 2 項目である（該当するもののリストは別紙 2 参照）。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 総務省は、平成 25 年以降に予定されている正式運用に向けて、引き続き関係府省と密接に連携しながら、以下に掲げる施策を計画的に推進する必要がある。また、施策の推進に当たっては、関係府省の積極的な協力が必要である。

①より正確な母集団情報の整備

- ・行政記録情報の持つ特性や制約等に留意しながら、企業組織の的確な確認等を効率的・効果的に実施。

②各統計調査における共通事業所・企業コードの保持

- ・各府省の統計調査結果における共通事業所・企業コードの保持を推進するため、その保持状況を把握。
- ・共通事業所・企業コードが保持されていない統計調査結果については、今後の統計調査において保持されるよう、所管する府省に必要な調整・サポートを実施。

③ビジネスレジスター統計の作成・充実

- ・ビジネスレジスターの記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて検討。

ウ 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題

i) 経済統計の整理・再編【総務省、経済産業省】

サービス活動に関する統計の整備

(ア) 施策の進捗状況報告等

- サービス産業動向調査は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）等の政府決定を踏まえ、平成 20 年 7 月から調査を開始し、平成 21 年 12 月から調査結果を公表している。

- サービス産業動向調査はサービス産業の生産・雇用等の状況を概括的に把握する月次又は年次の統計として位置づけられる。
- 基本計画では「調査開始（平成 20 年 7 月から）以降 3 年程度かけて、調査方法の検討、欠測値補完方法等の検討を行った上で基幹統計化について結論を得る。」とされており、これを受けた総務省（統計局）は調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った結果、平成 25 年 1 月以降の調査について、以下のような見直しを行い、基幹統計化については見直し後の調査の状況を踏まえて判断している。

<主な見直し内容>

- 市場動向や地域の状況を的確に把握するため、調査事項は、月次調査として「需要の動向」を、年次調査として「都道府県別事業活動別年間売上高」等を追加する。
- 大企業の負担の軽減や企業全体をまとめて対象として精度向上を図るため、調査単位を事業所のみから事業所及び企業とする。
- 統計の充実を図りつつ効率性に配慮し、調査方法について調査員調査を止め、郵送調査を基本とし、必要に応じ直接回収する。
- 地域の状況把握の精度を確保するため、年 1 回調査客体数を増加させた調査を行う。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- サービス産業動向調査について、基本計画に沿って欠測値等の補完方法の検討を行ったこと、また、動態統計としての精度向上のための取組及び年次統計作成のための月次調査の拡大等が行われている点については評価できる。
- しかし、基幹統計化するに当たっては今後、サービス活動の構造面の把握、当調査の結果の迅速性、利活用等に配慮することが不可欠であると思われる。
- また、本調査はサービス産業の生産・雇用等の状況を月次ベースで把握し、QE などの各種経済指標の推計精度の向上に資することを目的として、平成 20 年から調査を実施し、既に 2 年間程度の結果が蓄積されていることから、総務省（統計局）は、内閣府の具体的なニーズ等の提案を受けて、QE 推計に使用可能とするための検討に着手する必要がある。
- なお、当調査と類似する調査として、特定サービス産業動態統計調査及び特定サービス産業実態調査があり、これら調査の調査対象の重複等については、サービス産業動向調査を中心に、データの移送等及び調査対象の重複排除措置等の対応が図られており、現時点では特段の問題は生じていないことからおおむね評価できる。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- サービス産業動向調査の基幹統計化に向けた検討に当たっては、当調査の構造統計としての性格を持たせる方向で更に検討すべきか、第3次産業活動指標等への利用をも考慮して迅速性をどう確保していくかなど積極的に検討を進めていく必要がある。
- また、サービス産業動向調査の基幹統計化が予定されていることを踏まえ、関連統計調査である経済産業省所管の特定サービス産業動態統計調査等との関係整理が必要である。関係整理に当たっては、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要がある。

企業活動に関する統計の整備

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 総務省（情報通信国際戦略局）は、経済産業省と連携して、「通信・放送産業基本調査」及び「放送番組制作業実態調査」について、経済産業省企業活動基本調査の調査事項を一部取り入れることなどによって同調査と連携し、経済産業省との新たな共管調査である「情報通信業基本調査」として、平成22年度から実施している。
- 企業活動基本統計（仮称）の下、経済産業省企業活動基本調査と情報通信業基本調査を統合し基幹統計とすることについては、現時点では進展は見られず、引き続き検討がされている。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 情報通信業基本調査と経済産業省企業活動基本調査については、情報通信業に属する企業に共通する調査事項と業種に応じた固有事項の設定等により、調査の一元化に向けた一つの成果が達成されており、この点では「実施済（一部）」との判断は妥当である。
- しかし、企業活動基本統計（仮称）の下、経済産業省企業活動基本調査と情報通信業基本調査を統合し基幹統計とすることについて進展しないのは、前者はいわゆる大企業を中心とした調査、後者は大企業に限らず中小企業を含めた調査となっていること等に起因しているとも考えられるが、引き続き検討が必要である。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 今後、経済活動を把握する際には、把握単位としての企業及び企業グループが重要な役割を果たすこととなると思われることから、関係府省は、平成25年中頃に公表が予定される平成24年経済センサス・活動調査の結果も踏まえ、経済産業省企業活動基本調査を中心に、既存の統計調査の

再編・整理により、サービス産業を含め市場経済全体の企業活動を把握する統計体系の構築を検討することが望ましい。

- なお、企業活動を把握する統計体系の構築の検討に当たっては、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要がある。

(参考1) サービス活動及び企業活動に関する統計の整備に関する項目の自己評価の状況は表3-(1)-4のとおりである。「実施済（実施済（一部）を含む）」は4事項であり、このうち特段の問題が認められず妥当と判断するものは1項目である（該当するもののリストは別紙2参照）。

表3-(1)-4 サービス活動及び企業活動に関する統計の整備に関する項目の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
4<2>	0	1	0	(2)2	0	7

(注)「実施済」欄の<>数は一部実施済のもので内数。「検討中」の欄の()数は、一部検討中のもので外数。

(参考2) サービス活動に関しては、その生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究の結果がとりまとめられている（第3回会合の資料5参照）。なお、今後のサービスの質の計測に関する研究を促進するため、総務省（政策統括官）は諸外国及び国内におけるサービスの質の計測に関する検討・研究状況の把握に努め、定期的に関係機関等に情報提供する必要がある。

ii) グローバル化の進展に対応した統計の整備（事業所・企業）【財務省、経済産業省】

貿易統計関係【財務省】

（ア）施策の進捗状況報告等及びそれに対する評価

- 貿易統計関係の項目（ポイント）は以下のとおりである。
 - ・輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成
 - ・輸出入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工等）を貿易統計に反映
 - ・貿易統計の基幹統計化
- 担当府省である財務省は、いずれについても「実施困難」と自己評価しているが、これについて精査した結果は表3-(1)-5のとおりである。

表 3-(1)-5 貿易統計関係の施策の精査結果

	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況 (ポイント)	第 1 WG の精査結果 (ポイント)
と関連付けた新たな統計の企業特性（外資比率等）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経済センサス - 基礎調査に基づく企業の母集団情報については、提供時期を近々に見込む事が出来ないことから、本検討への活用は当面困難な状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ビジネスレジスターは平成 25 年 1 月より正式運用開始となっていることから、その後であれば検討可能。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 輸出入行動を企業特性と関連付けて資料を作成する場合、個別取引の情報が特定・類推され、企業の個別情報の漏洩や企業活動にマイナスの影響が及ぶ恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 貿易統計に限らず、公的統計の作成に当たっては、個別企業の情報が漏えいしないよう、集計表の個々のセルの企業数を 3 以上にするなどの秘匿措置を講じている。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別企業毎の申告情報を分類し、他の統計調査との突合作業を行うためには、現行の貿易統計システムのプログラム変更等に係る予算措置が必要となり、現在の財政事情を勘案すると対応は困難な状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出入行動を新たな統計調査で把握するよりは、貿易統計という既存のデータを活用した方がコストの節減になるのではないか。
に反映（委託加工などを貿易統計の一部	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「貿易統計の改善に向けたアンケート」H22.2.15～H22.3.31 実施）などからは委託加工等に関する情報についてはニーズを確認できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2008SNA では委託加工の推計が求められている。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公表に当たり、貿易統計システムのプログラム変更等にかかる予算措置が必要となり、現在の財政事情を勘案すると対応に係る緊急性は高くないことから、当該情報の貿易統計への反映は時期尚早との結論を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託加工等を新たな統計調査で把握するよりは、貿易統計という既存のデータを活用した方がコストの節減になるのではないか。
貿易統計の基幹統計化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 貿易統計は国際条約等に定められた計上方法に基づき作成されていること等から基幹統計化に馴染むものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際条約等に定められた計上方法に基づき作成される統計の中には、農林業センサスのように、基幹統計となっているものがある。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 統計作成の目的で申告項目の追加等の変更を行うことについては、申告手続きが煩雑になる恐れがあり、輸出入申告者等からの理解を得ることが困難である。現時点における基幹統計化は時期尚早。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告者負担に配慮する必要があることについては理解。

(イ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 財務省は、関係府省や学識経験者等の意見を含め、1 年程度をかけて、貿易統計を活用するに当たっての課題（企業の個別情報の秘密保護の在り

方、基幹統計化によってもたらされるメリット・デメリット等)について具体的に検討する必要がある。

その他（海外事業活動基本調査関係【経済産業省】）

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 現行の基本計画においては、本文中に「海外現地法人の事業活動をより正確に把握する^(注)ため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る」と記述されているのみで、別表における記載はない。

(注) 海外現地法人に関する代表的な統計調査として「海外事業活動基本調査」（一般統計調査）がある。

- 経済産業省においては、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図るため、以下の取組を実施している。

【毎年】

①海外子会社、関連会社の所有状況について調査している「経済産業省企業活動基本調査」の結果により、海外現地法人を保有する国内企業を捕捉。

②民間情報（海外進出企業総覧（東洋経済新報社）など）による捕捉。

【5年毎】

経済センサス - 基礎調査（及び前身の「事業所・企業統計調査」）による海外現地法人の捕捉。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 経済センサス - 基礎調査の結果を用いて海外現地法人の母集団情報の精緻化を推進し、捕捉数が大幅に向上した点については評価できるが、より一層母集団情報の精緻化について改善が必要である。

iii) 経済活動における生産性の計測【内閣府】

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 労働生産性及び全要素生産性に関する基礎統計の課題などは、基本計画に従って検討を行っている。ただし、労働生産性については、個人事業主等についての仕事ベースの労働時間を捕捉することが統計上もまた概念上も困難な状態にある。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 労働生産性及び全要素生産性に関する基礎統計の課題などについては、一定の検討が行われており、評価できる。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 経済活動のパフォーマンスを分析する上で、生産性は最も重要な指標の一つである。労働生産性及び全要素生産性（関連で資本サービス）は2008SNAでも記載されたテーマでもあることから、これまで検討してきた課題について、引き続き、実施可能性も含めて検討を進める必要がある。

(2) その他の審議課題

ア 環境統計【環境省、資源エネルギー庁等】

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 気候変動に関する科学的分析、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、総合エネルギー統計の公表の早期化、エネルギー消費統計調査の基幹統計化、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備等に取り組んでいる。自己評価の状況は表3-(2)-1のとおりである。

表3-(2)-1 「環境統計」の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
3<1>	0	1	0	4	1	9

(注)「実施済」の欄の<>数は、一部実施済のもので内数。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 「実施済」(一部実施済のものを含む)と自己評価された3項目のうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは1項目である(該当するもののリストは別紙2参照)。
- 上記以外のものについては、引き続き適切に推進していく必要がある。

イ 観光統計【観光庁】

(ア) 施策の進捗状況報告等及びそれに対する評価

- 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査の充実、地方公共団体が採用可能な共通基準の策定等に取り組んでいる。自己評価の状況は表3-(2)-2のとおりである。「実施済」と自己評価されたものは3項目であり、いずれも特段の問題はみられず妥当なものと評価できる(別紙2参照)。

表3-(2)-2 「観光統計」の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
3	0	1	0	0	0	4

ウ その他（将来の基幹統計化について検討する統計等）

（ア）施策の進捗状況報告等

①統合（共管）に向けて検討する基幹統計【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

- ・薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査【実施予定①】

②基幹統計から除外する統計【経済産業省】

- ・埋蔵鉱量統計【実施予定①】

③新たに基幹統計として整備する統計【産業連関表（基本表）作成府省庁、経済産業省】

- ・産業連関表（基本表）（加）【実施済】 (注)

- ・鉱工業指数（加）【実施済】

(注)（加）は加工統計を指す。

④将来の基幹統計化について検討する統計【農林水産省、経済産業省、国土交通省】

- ・食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査【検討中】

- ・第3次産業活動指数（加）【検討中】

- ・産業連関表（延長表）（加）【検討中】

- ・法人建物調査【実施予定①】 (注)

(注) 法人土地基本統計（基幹統計）に統合する方向で検討が進められている。

表 3-(2)-3 「その他」の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
2	3	0	0	3	0	8

（イ）施策の進捗状況等に対する評価

- 「実施済」と自己評価された2項目については、いずれも基幹統計とするための手続きが完了していることから、特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。また、「実施済」以外のものについては、引き続き適切に推進していく必要がある。

4 添付資料

(別紙 1) 第 1 回会合資料 5－3 (SNA 関係 (内閣府説明資料))

(別紙 2) 平成 23 年度統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」
の評価 第 1 ワーキンググループ審議担当分野 (抜粋)

(参考 1) 第 1 ワーキンググループの重点的な審議課題

(参考 2) 議事概要 (第 1 回～第 4 回)

(参考 3) 木村福成教授プレゼン資料 (経済のグローバル化関係)

(参考 4) 長岡貞男教授プレゼン資料 (生産性関係)

国民経済計算に関する 「工程表」の取組状況

内閣府
経済社会総合研究所
国民経済計算部
平成24年6月

工程表について

- 内閣府経済社会総合研究所では、基本計画の別表において41もの多くの課題が定められていることから、平成23年3月31日に「工程表」を策定し、プロジェクトチームを立ち上げ、課題連携会議を発足。
- 「工程表」では、41の課題を「直接的に関係する課題群」、「検討結果が間接的に反映される課題群」に分け、さらに、「直接的に関係する課題群」については5つの課題群に、「検討結果が間接的に反映される課題群」については6つの課題群に分類し、それぞれについて具体的な検討スケジュールを策定。
- 平成23年度は、四半期ごとに開催される課題連携会議において議論を行うなど、本工程表に則り、着実に対応。

○直接的に関係する課題群

- A) コモ法、デフレーター等の現行推計の見直し
- B) 経済センサス・活動調査(28年予定)等に適合した年次推計の確立
- C) 三面推計の実現による精度向上
- D) 供給・使用表の導入による精度向上
- E) 93SNA の未対応事項や、2008SNAへの対応

○検討結果が間接的に反映される課題群

- a) 情報システムの改善
- b) 国際基準への準拠のうち優先度の高い事項等
- c) 四半期推計の諸課題
- d) 一次統計との連携
- e) 財政統計の整備
- f) ストック統計の整備

A コモ法、デフレーター等の現行推計の見直し

【主な課題】

- ①推計方法等の見直しによるSNA-IOと延長表との整合性確保
- ②コモ法と商品分類の整合性確保
- ③コモ法の拡充による非市場産出の取り込み
- ④デフレーター推計についての見直し



【平成23年度の対応状況】

- ①22年度に経産省で実施した外部有識者による研究会における検討結果などを踏まえ、平成17年基準改定時に、コモ法における産出額などについて整合性を向上。
- ②日本標準商品分類の改定について統計分類専門会議及び商品分類検討チームにおいて関係省と意見交換を実施
- ③平成17年基準改定時に、コモ法の推計対象外であった自社開発ソフトウェアを追加
- ④日本銀行の協力も得て、基本単位デフレーターの推計に用いる品目別物価指数について、それぞれの対応付けをより適切なものに見直すなど、デフレーター推計の精度向上等に向けた取組を実施。

2

B 経済センサス-活動調査(28年予定)等に適合した年次推計の確立①

【主な課題】

- 経済センサスに対応した推計システムの検討、基礎統計の見直し等
 - ①24年経済センサスに向けた年次推計におけるデータ利用の検討
 - ②24年経済センサスに向けた補完的な推計手法の精緻化
 - ③28年経済センサスに向けた推計手法の抜本的見直しの検討



【平成23年度の対応状況】

- 24年経済センサス-活動調査(工業統計調査相当部分)の活用方法について経済産業省と意見交換を実施。本年末に控えた23年確報の公表に向け、推計システム等の検討を実施中。
- 補完的な推計手法についても、統計委員会の審議を踏まえた上で、平成17年基準に沿うよう、推計方法を更に精緻化
- また、統計委員会答申の中で、平成28年経済センサス-活動調査に対応した年次推計等の抜本的な見直し(供給・使用表(SUT)の検討等)が今後の課題として指摘されていることから、これら課題について 国民経済計算部内に設けたプロジェクトチームを中心に検討中。

3

C 三面推計の実現による精度向上 D 供給・使用表の導入による精度向上

【主な課題】

- C:所得面からのGDP推計、分配面の推計の充実、制度部門別勘定の推計
 - 分配側GDP推計及びその拡充の検討を実施

- D:SUTによる推計システムの検討及び中間投入・生産構造や中間消費・最終需要の推計精度向上
 - プロトタイプの試作などSUTによる推計システムに関する検討を継続



【平成23年度の対応状況】

- 生産側・分配側四半期GDPの推計に必要な基礎統計等(生産側にあっては生産物別・産業別の動向に関する情報、分配側にあっては営業余剰・混合所得や生産・輸入品に課される税などに関する情報)及び補助系列の選択や延長方法等を含む推計方法について検討を行い、プロトタイプの推計を実施。
- SUTについては、平成12年基準の計数を用いたバランス前表を作成するとともに、生産物別計数の特性を決定するいくつかの要因(配分比率や在庫の動向等)に着目し、各需要項目の精度に一定の仮定を置いたバランスを行いその影響を検証。

4

E 93SNA の未対応事項や、2008SNAへの対応

【主な課題】

- 93SNA未対応事項への取組、次々回基準改定での導入に向けた2008SNAの計画的取組及び前倒し対応
 - ①17年基準改定における対応の実施
 - ・公的部門分類、FISIMについて導入の実施(08SNAにも対応)
 - ②包括的な作業方針の検討
 - ・海外動向を踏まえた項目別の優先度の検討
 - ・先行的に検討すべき事項への対応(R&Dなど)
 - ・概念整理や基礎統計に関する検討の開始
 - ・他の統計(産業連関表等)との関係の検討



【平成23年度の対応状況】

- ①93SNAで未対応であった、自社開発ソフトウェアや育成資産の計上等について、平成17年基準改定時に対応。また、同時に公的部門分類、FISIM、地震保険の取扱いについて、先行して08SNAに対応。
- ②その他の08SNAの課題については、GDPへの影響の大きい課題、各国における導入が進んでいる課題を優先的に、国民経済計算部内に設けたプロジェクトチームを中心に検討中。次回基準改定(2016年度目途)までに移行していく予定。

5

08SNAの主な課題についての検討状況

課題項目	課題内容	検討進捗状況
研究開発 (R&D)	○研究開発の産出を、「知的財産生産物」として資産計上する。	○R&Dの資本化については、先行している米国の事例について調査。 ○基本的な推計フレームは(サテライト勘定において)構築済み。本体系で展開するまでの論点・課題を整理中。 ○今後、該当項目の抽出、組替え等について基礎統計を精査していく予定。
兵器システム支出の資本化	○戦車、軍艦等の軍事兵器システムは、たとえ平和時の使用が抑止力を提供しても、継続して防衛サービスの生産で使用されるため、固定資産として分類する。 ○兵器または兵器システムで配給されるミサイル・ロケット・爆弾などの1回限り使用されるアイテムは、軍事在庫として扱う。	○兵器システム支出は、現行基準では、政府支出(中間投入)として計上されている。 ○これらのうち、航空機、船舶など兵器システム支出の固定資本形成への計上、弾薬等の公的在庫への計上を検討。 ○該当項目の抽出、振替については、基本的には対応は可能であると整理。

6

検討結果が間接的に反映される課題群

【主な課題】

a)情報システムの改善

b)国際基準への準拠のうち優先度の高い事項等

c)四半期推計の諸課題

d)一次統計等との連携

e)財政統計の整備

f)ストック統計の整備

※「c)四半期推計の諸課題」の対応状況についてはC, Dに記載。



【平成23年度の対応状況】

<平成17年基準改定時に対応>

b)・固定資本減耗の時価評価の導入

・公的部門分類の見直し、FISIMの本体系への移行、自社開発ソフトウェアの固定資本への計上

e)・政府財政統計の拡充(付表の追加)

f)・恒久棚卸法の導入

・時系列「固定資本ストックマトリクス」等の開発

・「投資・除却調査」による投資の詳細把握

・「投資・除却調査」や民間データ等による資産別経齢プロファイルの推計

<その他、年度内に対応>

a) 外部の研究者の協力を得るとともに、24年度の定員2名の増員を実施。業務・システム最適化計画に基づき、推計業務の効率向上に向けた研究開発を推進。

d) 別紙の通り課題を整理。

7

(別紙)

国民経済計算に関する 基礎統計の課題について

内閣府
経済社会総合研究所
国民経済計算部
平成24年3月

基礎統計の課題の整理を行う背景

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)(以下、基本計画という)において、今後の対応すべき課題として、「別表」に具体的な施策が列挙されている。
- その中で、内閣府では、「関係府省等の協力を得て」下記の6件の「基礎統計の課題」について、「平成17年基準改定まで」に「具体的な結論を得る」とこととされている。
- なお、これらの課題は、「年次推計に関する諸課題」の小項目の中の課題として位置づけられているため、以下では、国民経済計算(年次推計)に関する基礎統計の課題について整理を行うこととする。
※以下では「SNA推計方法の課題」については検討していない。
また、検討に当たっては、既存のSNAの推計方法の枠組みを変更しないという前提の下、課題を整理した。

【基本計画に提示された6つの基礎統計の課題】

- ①月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備
- ②流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備
- ③コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備
- ④個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備
- ⑤企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方
- ⑥労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題

(参考)基本計画の別表 今後5年間に講すべき具体的な施策(抜粋)

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講すべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。	内閣府	平成17年基準改定までに結論を得る。

①より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備(1)

【SNA推計上のメリット】

「売上」・「費用」を把握することにより、経済活動別国内総生産等の推計の精緻化が図られる。特に営業費用の内訳を毎年把握することにより、一層の精緻化が図られる。

※ここでの経理項目とは「売上」と「費用」と定義した。

※営業費用とは、「売上原価」、「販売費」、「一般管理費」等を指す。

【SNA推計の現状】

- ・売上については、現行の基礎統計から、概ね把握可能。
- ・費用全体の額、営業費用の内訳については、一部の業種については、既存の基礎統計により、把握が可能。

※具体的には、例えば製造業等については、「工業統計」(経済産業省)により、原材料使用額、燃料使用額等を把握することが可能。



「第三次産業の業種について、既存の基礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、毎年把握できるようにすること」が課題

2

①より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備(2)

<検討結果>

現行のSNA推計(付加価値推計)で利用している基礎統計調査のうち、サービス業などを調査対象とした「特定サービス産業実態調査」(経済産業省)、「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)、及び「サービス産業動向調査」(総務省)について、そのSNA推計上の課題を以下の通り整理した。

調査名	SNA推計上のメリット	SNA推計上のデメリット	SNAの観点からの基礎統計の課題
特定サービス産業実態調査 (経済産業省)	営業費用の内訳を把握	調査対象が経済産業省所管の一部の業種に限定されている。 <small>※平成21年度以降、経済産業省所管の全てのサービス業を対象に調査を実施</small>	SNA推計上貴重な基礎統計であり、調査を継続していただくことがSNA推計上望ましい
サービス産業動向調査 (総務省)	調査対象業種の対象が広い	営業費用を把握していない	営業費用等の把握を行うことがSNA推計上望ましい <small>※本調査は、「サービス産業の生産・雇用等の動向を月次で把握し、GDPの四半期別速報(QE)を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的」としている。</small>
中小企業実態基本調査 (中小企業庁)	調査対象業種の対象が広い 営業費用の内訳を把握	大企業が含まれておらず業種全体の動向を把握することができない	SNA推計上貴重な基礎統計であり、調査を継続していただくことがSNA推計上望ましい

3

②流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備

【SNA推計の現状】

- 流通在庫は、5年に一度行われる「商業統計」(経済産業省)を「商業動態統計」(経済産業省)を用いて補外推計することにより算出。
- ただし、商業動態統計から得られるデータは卸売業で18品目、小売業で3品目となっている。
- 一方、GDP推計のうち、四半期推計(QE)では91品目、年次推計では6桁で377品目、8桁では約2,000品目に分類しているのが現状。

※在庫は「製品在庫」、「半製品・仕掛品在庫」、「原材料在庫」、「流通在庫」の形態に分けて推計。

このうち、「製品在庫」、「半製品・仕掛品在庫」、「原材料在庫」については、「工業統計」(経済産業省)、「経済産業省生産動態統計」等を用いて推計しており、基本的には基礎統計上の課題は見当たらない。



流通在庫の推計の精緻化のためには、 基礎統計において品目分類の細分化がなされることがSNA推計上の課題

※ただし、当該基礎統計における調査客体の負担増等には留意する必要がある。

4

③コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備

【SNA推計の現状】

- コモ法における各需要項目の配分比率は、原則として『産業連関表』から推計。
- しかしながら、産業連関表は5年に一度の公表のため、推計上この比率で5年間固定化せざるを得ず、年次ベースでの経済の大きな変動を反映することができない。
- なお、年次推計のコモ6桁(377品目)、コモ8桁(約2,000品目)の商品に見合った配分比率の推計に利用できる一次統計は現在存在しない。



「毎年、商品ごとに中間消費、家計消費、固定資本形成等へ、 どの程度の割合で配分されているのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題。 ※ただし、基礎統計による配分比率の捕捉は難しいという点に留意する必要がある。

【補足】

- SNA推計に係る商品品目に関する業界団体にヒアリングを実施したところ、「販売先が、『企業』か『消費者』か、を特定することすら極めて困難」との回答がほとんど。
- これは、販売者が、販売する度に販売先にその身分・用途等を確認せねばならず、仮に調査を行っても、有効な回答が得られないという実態があるからである。

5

④個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備(1)

【SNA推計の現状】

- SNAにおける現在の制度部門別勘定のうち、「家計(個人企業を含む)」については、「生産活動を行っている個人企業」と「生産活動を行っていない家計(個人企業を除く)」とが同じ概念に含まれている。
- 性格の異なる個人企業以外の家計と個人企業をわけ、細分類化をすることは、国民経済計算における基本的な概念である「制度部門」別のより適切な計数を得る上で重要。またこれに伴い、SNA全体の統計精度の向上に寄与するものと思料。
- しかしながら、個人企業の活動実態を把握することは一定の困難が存在する。なぜなら、個人企業は家計と会計・資産を一つにしているケースが多くあり、そもそも個人企業と家計は不可分だからである。
- なお、現在は、個人企業に関しては、「個人企業経済調査」(総務省)をもとに推計を実施。



個人企業の実態を把握するために、既存の基礎統計の拡充が課題

※ただし、そもそも個人企業には家計と会計・資産を一つにしているケースが多いため
捕捉が困難な面が存在することに留意する必要がある。

④個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備(2)

【検討案】既存の基礎統計の調査項目を拡充

<検討結果>

- 個人企業を調査対象に含んだ調査として「個人企業経済調査」の他、近年、「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)が行われており、基礎統計の整備が進んでいる状況。
- ただし、中小企業実態基本調査は、確報に間に合わないという点があるため、個人企業経済調査の「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」が第一の課題。

調査名	SNA推計上の利点	SNA推計上の問題点	SNAの観点からの基礎統計の課題
個人企業経済調査 (総務省)	<ul style="list-style-type: none">①四半期の時系列データが長期に把握可能②四半期ごとに公表しているため、QEにも利用可能③年結果は、約半年後に公表(確報に反映可能)④調査事項が、SNAの概念に合致(設備投資額など)	<ul style="list-style-type: none">①対象業種が少ない(4業種:「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「サービス業」)②サンプルが少ない(標本数約4000)	「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」が課題。 ※総務省では、平成24年度から個人企業経済調査等の見直しに向けた検討会を開催予定と聞いている
中小企業実態基本調査 (中小企業庁)	<ul style="list-style-type: none">①産業別のデータが利用可能②サンプル数が多い(21年度決算調査で標本数22,373、回答数12,853、有効回答数10,730)	<ul style="list-style-type: none">①四半期データが把握できない②本調査では、土地や無形固定資産を含んだ設備投資額(合計)を調査。しかし、SNAでは、これを分割する必要がある③調査期間が2004年以降④公表が2年後であるため、確報には間に合わない	平成17年基準ではデータの蓄積が足りないため利用できなかったが、今後、調査を継続することにより、利用が可能になる。このため、「調査の継続」が基礎統計の課題 ※基礎統計自体の課題ではないが、今後、次回の基準改定に向けて、本調査をSNA推計に活用するための推計方法の改善の検討を同時に実行する必要がある(推計手法上の課題)。

⑤企業統計を事業所単位に変換するコンバータの在り方(1)

【SNA推計の現状】

- SNAにおいて経済活動別の経済実態を把握するに当たって、事業所ベースのデータの把握が必要。
- しかしながら、基礎統計の中には、法人企業統計のように「企業」を単位とした統計調査がある。
- 経済活動別の計数の精緻化を行うに当たって、企業ベースの調査結果を、事業所ベースの結果に変換することができ、これを利用することができれば、SNAの精度向上につながるものと考えられる。

8

⑤企業統計を事業所単位に変換するコンバータの在り方(2)

【検討案】アメリカで行われているコンバータの適用

<事例分析>

- 当該コンバータを既に利用しているアメリカでは、「営業利益」を各事業所の雇用者数で按分することにより、事業所別の営業利益、ひいては産業別の営業余剰を算出している。
米国の産業における企業／事業所調整方法のイメージ

		分布A								利益(企業別)
分布B	企業	i		ii			iii		iv	利益(企業別)
		事業所	i-1	i-2	ii-1	ii-2	ii-3	iii-1	iii-2	iv-1
		a	○		○					100
		b		○						50
		c				○	○	○		300
		d							○	20
		e								○ 100
雇用者数		65	100	3	87	81	88	48	29	

$100 \times 65 \div (65+3)$

利益(事業所別推計値)	96	4	50	4	102	95	103	20	100
利益(産業別推計値)	146				201				223

【変換方法】

- ①企業ベースのデータ(IRS(Internal Revenue Service)の総合課税のデータ)の対象企業の企業コードと、当該企業の中の各事業所を対象にした事業所ベースの統計調査(経済センサス)の事業所コードを突合し、各企業が有する事業所(業種)にチェックを入れる。
- ②各事業所ごとの雇用者数を経済センサスに基づき把握する。
- ③各事業所の営業利益を下記計算式により算出する。
(当該事業所の雇用者数) / (当該事業所を有する企業の雇用者数) × (当該企業の営業利益)
- ④各事業所の営業利益を産業区分ごとに足し合わせ、これをもとに産業ごとの営業余剰を算出する。 9

⑤企業統計を事業所単位に変換するコンバータの在り方(3)

我が国にこれを導入しようとする場合、以下の点に留意する必要がある。

- ①我が国においては、経済活動別の国内総生産(出荷額、中間投入等)の推計に関するコンバータを開発することが重要。しかしながら、アメリカでは、コンバータを活用している計数は営業余剰のみ(※)であり、かつ、未公表の参考系列(別途推計した値の整合性を確認するもの)として用いている。このため、SNA統計の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があれば別途独自の変換手法を開発しないといけない。
※アメリカでも、営業余剰以外の計数についてコンバータを開発する予定はないとのこと。
- ②我が国の経済センサスは5年に一度の統計調査であるため、年次推計に利用することができない。
※アメリカでもコンバータは1997年、2002年分しかない。
- ③変換作業に個票の突合等の膨大な事務コストがかかることが想定される

以上を踏まえると、コンバータに関しては基礎統計の課題よりむしろSNA推計手法の課題といえる。

まずは、我が国においては、アメリカで用いられているコンバータがSNA統計の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があれば別途独自の変換手法を開発することが課題。

10

⑥労働生産性及び全要素生産性指標の整備(1)

【定義】

○労働生産性とは……

「労働者一人あたりにつき、単位時間でどれだけの付加価値を生み出したかを測る尺度」

$$\text{労働生産性} = \text{労働生産量(付加価値)} \div \text{労働投入量(労働者数 * 労働時間)}$$

○全要素生産性とは……

「生産に対する寄与の中で、労働・資本以外のすべての要因(技術革新等)による生産性」
計算式は、簡便なものとして、以下のソロー残差に基づくものが有名

$$\begin{aligned} \text{全要素生産性成長率} &= \text{付加価値成長率} \\ &- \text{資本分配率} * \text{資本投入量成長率} \\ &- \text{労働分配率} * \text{労働投入量成長率} \end{aligned}$$

11

⑥労働生産性及び全要素生産性指標の整備(2)

【SNA推計の現状】

- 労働生産性等の推計に利用する観点からSNAの計数を見ると、構成要素のうち、「労働者数」については利用可能だが、「労働時間」の情報が不足。
- 「労働時間」の情報のうち、雇用者については毎月勤労統計調査により仕事ベースでの捕捉が可能。
- 一方で、個人事業主等の労働時間については、「人ベース」についての統計(労働力調査)はあるが、副業を含めた「仕事ベース」の統計がないため、推計が困難。



労働生産性等の推計に必要な情報を充実させる前提の一つとして、個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕捉する基礎統計の整備が課題

ただし、

- ・個人事業主等に係る統計調査は、課題④に記載したとおり、捕捉が困難な面が存在することに留意する必要がある。
- ・労働生産性等の推計には、この他にも副業の捕捉・労働の質の考慮等の技術的課題やSNAとの親和性の問題等があることに留意する必要がある。

12

SNA推計上の基礎統計の課題及び今後の進め方

アジェンダ	SNA推計上の基礎統計の課題	今後の進め方
① より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備	「第三次産業の業種について、既存の基礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、毎年把握できるようにすること」が課題	サービス産業動向調査を所管する総務省に「営業費用等の把握」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。
② 流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備	基礎統計において品目分類の細分化がなされることがSNA推計上の課題。 (当該基礎統計における調査客体の負担増等に留意する必要がある)	商業動態統計を所管する経済産業省に「調査品目の細分化」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。
③ コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備	「毎年、商品ごとに中間消費、家計消費、固定資本形成等へ、どの程度の割合で配分されているのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題。 (しかしながら、基礎統計による年次ベースでの配分比率の捕捉は困難な状況)	産業連関表で今回初めて実施される産出先調査の動向も注視して、SNAの観点から見た商品分類の在り方も含めて検討を行っていく。
④ 個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備	個人企業経済調査の「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」が課題。	個人企業経済調査を所管する総務省に「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。
⑤ 企業統計を事業所単位に変換するコンバータの在り方	アメリカで用いられているコンバータがSNA統計の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があれば別途独自の変換手法を開発することが課題。 (基礎統計の課題より、むしろSNA推計手法の課題)	我が国のSNA統計として利用できるコンバータの構築に向けた検討を引き続き実施していく。
⑥ 労働生産性及び全要素生産性指標の整備	個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕捉する基礎統計の整備が課題。 (しかしながら、個人事業主等の実態は捕捉が困難。)	基礎統計による「仕事ベース」の労働時間の捕捉は困難であるため、労働時間のSNA推計の改善に向けた検討を引き続き実施していく。

※今般、基礎統計の課題についてのみ、上記の通り整理を行ったが、内閣府としては、今後も精度向上のため、推計方法の改善に向けた検討も同時に行っていく。

13

(別紙2)

平成23年度統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」の評価 第1ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）

(1) 重点的な審議課題

ア 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

No. (注)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	第1WGの 評価
1	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算	○ 固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、 産業連関表 (基本表)作成府省庁	実施済	実施済は妥当。
2	2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。	内閣府	実施済	実施済は妥当。
3		○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。	内閣府	実施済	実施済は妥当。
4		○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、 産業連関表 (基本表)作成府省庁	実施済	実施済は妥当。
5		○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)
6	ウ 年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、 経済産業省	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)
7		○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)

(注) No.3 の項目 (○自社開発ソフトウェア、○育成資産) は、施行状況報告では、2項目とカウントされている。

No. (注)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	第1WGの 評価
8	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)
9		○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。
10		○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。
11	エ 四半期推計に関する諸課題	○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。	内閣府	実施済	実施済は妥当。
12		○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。
13		○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。
14		○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。
15		○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。

No. (注)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の 自己評価	第1WGの 評価
16	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化工 四半期推計に関する諸課題	○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力をを行う。	内閣府、 経済産業省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
17		○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	実施済(一部)及び検討中(一部)	次年度以降の審議対象とする。(②について)
18		○ 毎月労働統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	①検討中 ②実施済 ③実施済	次年度以降の審議対象とする。(②、③について)
19	(5) 財政統計の整備	○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	実施済	実施済は妥当。
20		○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	実施済	実施済は妥当。
21	(6) ストック統計の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	実施済	実施済は妥当。
22		○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	実施済	実施済は妥当。
23		○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	実施済	実施済は妥当。
24		○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル(経齢的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	実施済	実施済は妥当。
25	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	実施済	次年度以降の審議対象とする。

イ ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の自己評価	第1WGの評価
26	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的に実施する。	総務省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
27	イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」(輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	実施済	実施済は妥当。
28	3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになつた未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	実施済	次年度以降の審議対象とする。
29	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	実施済	実施済は妥当。

ウ 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題 i) 経済統計の整理・再編

No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の自己評価	第1WGの評価
30	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)
31		○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	実施済	次年度以降の審議対象とする。

No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の自己評価	第1WGの評価
32	ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	実施済	実施済は妥当。
33	別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省	実施済(一部)及び検討中(一部)	実施済は妥当。(一部のみ)

(2) その他の審議課題

ア 環境統計

No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の自己評価	第1WGの評価
34	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備	○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。	環境省	実施済	次年度以降の審議対象とする。
35	に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省、資源エネルギー庁	実施済	実施済は妥当。
36		○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	検討の場を設けることについては実施済	次年度以降の審議対象とする。

イ 観光統計

No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の自己評価	第1WGの評価
37	(6) 観光に関する統計の整備	○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。	観光庁	実施済	実施済は妥当。
38		○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定とともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	実施済	実施済は妥当。
39		○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるよう、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	実施済	実施済は妥当。

ウ その他（将来の基幹統計化について検討する統計等）

No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	担当府省の自己評価	第1WGの評価
40	別紙 2 新たに基幹統計として整備する統計	【産業連関表(基本表)(加)】 総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	総務省等 10府省庁	実施済	実施済は妥当。
41		【鉱工業指数(加)】 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。 基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。	経済産業省	実施済	実施済は妥当。